

平成 29 年 6 月 16 日

旅行業法違反による旅行業の営業停止について
(お詫びとご報告)

小湊鉄道株式会社

日頃より弊社事業にご理解ご協力を頂きましてありがとうございます。

弊社は平成 29 年 4 月 14 日に、千葉県より旅行業法違反の事項について指摘を受け、6 月 2 日の聴聞会を経たのち 6 月 29 日よりバス部貸切課本社営業所、バス部貸切課長南営業所の 2 ヶ所に於いて旅行業の営業停止処分を受けることとなりました。長年に亘るご愛顧とご信頼にもかかわらずこのような事態を招来いたしましたことに深くお詫び申し上げます。私どもは今回の事態を厳しく見つめ直し、二度とこのようなことがおこらないよう早急に社内の体制を総点検して、皆様からのご信頼を得られますよう決意をあらたに努力してまいり所存でございます。

1. 営業停止処分を受ける営業所および停止期間

バス部貸切課長南営業所 平成 29 年 6 月 29 日～7 月 22 日までの 24 日間

バス部貸切課本社営業所 平成 29 年 6 月 29 日～8 月 21 日までの 54 日間

※この期間中、旅行業に該当する業務について営業停止いたします。

※該当する業務の詳細は本文末にご案内いたします。

2. 処分の原因となった事実は以下の 2 点です。

(1) 旅行業務取扱管理者不選任

(2) 不正の手段による更新登録

資格者不選任の状態のまま更新登録を行いました。

3. 再発防止の対策として以下の事を行います。

(1) 旅行業法に基づいた業務が適切に遂行されているか、社内で確認できるよう全従業員に対し教育を徹底いたします。

(2) 本社および各営業所内に取扱管理者（資格者）の配置状況について壁面掲示を行い、資格者の配置の可視化を実行いたします。

- (3) 従業員に対し資格所得に向けた教育・支援を強化し、資格者の複数配置に向けて努力いたします。

多大なるご迷惑をお掛けしますことを重ねてお詫び申し上げますとともに何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。 敬白

ご案内

■ “旅行業に該当する業務” について営業停止となります。

- (1) 営業所毎の営業停止期間

バス部貸切課長南営業所 平成 29 年 6 月 29 日～7 月 22 日までの 24 日間

バス部貸切課本社営業所 平成 29 年 6 月 29 日～8 月 21 日までの 54 日間

バス部貸切課木更津営業所 平常通り営業しています

- (2) 営業停止期間中、お取り扱いできない業務・サービス

- 募集型企画旅行（赤とんぼツアー）に関する申込み、契約
- 受注型企画旅行（小・中学校団体貸切）に関する昼食、宿泊手配等
- 手配旅行

まとめ	営業停止期間	
バス部貸切課長南営業所	6/29～7/22 24 日間	7/23 以降平常営業
バス部貸切課本社営業所	6/29～8/21 54 日間	8/22 以降平常営業
バス部貸切課木更津営業所	今まで通り営業（赤とんぼツアー受注） （小中貸切バス受注）	

- (3) 運送事業者として以下の業務はバス部乗合課にて営業いたしております。

貸切バス受注業務

臨時バス等受注業務

受付先 バス部貸切課木更津営業所 0438-22-3735, 0436-21-6353

乗合課塩田営業所 043-261-5131

長南営業所及び各車庫 0475-46-3581

又、バス定期券・回数券・I C カード発行業務は平常通り営業致しております。